

台湾税務および投資法令アップデート

2018年7月

pwc

資誠

所得税法

配当所得への新しい課税制度に伴い、財政部は2018年6月29日に「所得税法施行細則」の条文の一部を改正し、株主、組員または出資者への配当または利益の適用すべき課税規定を明示

要点をまとめると次の通りとなります。

対象	課税方法
個人	<p>➤ 取得した配当または利益が 1998 年度またはそれ以降の年度に属する場合、新制度により両者の有利な方を適用(二者択一)。</p> <p>1) 合算課税+税額控除：配当所得をその他の個人所得と合算して累進課税にて課税、ただし配当総額の 8.5%(上限 NT\$8 万)を税額より控除。</p> <p>2) 28% 単一税率での分離課税。</p>
取得した配当または利益が 1997 年度またはそれ以前の年度に属する場合 、その他の個人所得と合算して課税。	
本社機構が台湾内にある会社、協同組合およびその他の営利事業	取得した配当または利益は、課税所得に算入しない。
教育、文化、公益、慈善機関または団体	取得した配当または利益は、所得額に算入する。
台湾外に居住する個人または本社機構が海外にある企業	配当または利益については、源泉徴収義務者が 21%の源泉徴収税を源泉徴収する(2019 年 1 月 1 日から未処分利益課税額は配当送金時の源泉徴収税額から控除できない)。

留意点: 会社が 1997 年度以前の年度の利益または利益準備金から配当(利益)を分配する場合、その個人株主は個人所得と合算して課税され、上記の二者択一の新制度は適用されません。また、個人が 1997 年度以前の年度に取得した配当課税が繰り延べられている株式を譲渡し、その配当所得が譲渡年度に実現する場合も、個人所得と合算して課税されます。

個人投資家の奨励、ハイリスクスタートアップ企業の後押しのため、2018年6月6日に経済部と財政部が産業創新条例第23条の2第2項に基づき、「個人投資家によるスタートアップ事業への投資に関する所得控除規定」を制定し公布

要点をまとめると次の通りとなります。

法的根拠		産業創新条例第23条の2
投資期間	2017年11月24日から2019年12月31日まで	
投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 設立して2年未満の台湾内のハイリスクスタートアップ事業で、次の各要件を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有する技術、独創性またはビジネスモデルに革新性および発展性がある。 ・ ターゲット市場にソリューションを提供でき、またはニーズを創出できる。 ・ 開発した製品、役務またはサービスに市場化の可能性がある。 ▶ 会社は、2019年12月31日までに、関連書類を添付して中央目的事業主務機関の認定を申請しなければならない。 	
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人による現金投資 ▶ 同一年度に同一会社への投資金額がNT\$100万以上 ▶ 新たに発行される株式を取得し、かつ株式を2年以上保有 	
控除額の上限	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保有期間2年が満了する年度に個人所得総額から投資金額の50%を上限として控除可能。 ▶ 控除限度額はNT\$300万を上限とする。 	

証券取引法

従業員への新株予約権および自己株式の付与対象が非正規雇用の従業員にまで拡大

企業の人材確保、従業員報酬制度の柔軟性を高めるため、金融監督管理委員会は2018年6月15日に金管証発字第1070321630号通達を公布し、2007年12月26日付金管証一字第0960073134号通達を改正しました。従業員への新株予約権および自己株式の付与対象が非正規雇用の従業員にまで拡大され、慎重を期して「従業員の身分認定基準」を株式引受または譲渡規定に定めなければならないとの規定が増設されました。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com
			http://www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.